

尼崎市公告第107号

建築物等の除去について

次の建築物又はこれに付属する工作物（以下「建築物等」という。）の所有者又は管理者は、平成29年10月31日までに除却してください。

なお、当該建築物等は、上記の期限までに除却されない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定により、市長又はその命じられた者若しくは委任した者が除却します。

平成29年9月1日

尼崎市長 稲 村 和



1 建築物等の敷地の所在

尼崎市南清水189番17・20

2 建築物の家屋番号等

家屋番号 189番6の1

種類 店舗兼居宅

構造 木造瓦葺2階建

延べ床面積 56.34平方メートル